

設計変更事務取扱要領

平成 10 年 11 月 10 日市長決裁

第 1 目的

この要領は、設計変更に伴う契約変更の取扱いに関する必要な事項を定めることにより、事務の適正化と合理化を図ることを目的とする。

第 2 設計変更の定義

設計変更とは、沼津市契約規則（昭和 52 年沼津市規則第 21 号）第 62 条及び第 63 条の規定により原設計を変更すること（測量業務、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設工事関連業務」という。）の原設計を変更することも含む。）をいい、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示することを含むものとする。

第 3 設計変更の基本原則

設計変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、必要と認める場合に行うものとする。

第 4 設計変更の基準

設計変更を行う基準は、次のとおりとする。

1 条件変更に伴うもので、次に掲げるもの

- ア 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書と工事現場とが一致しないもの
- イ 設計図書に誤びゅう又は脱漏があるもの
- ウ 設計図書の表示が明確でないもの
- エ 工事現場の形状及び施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場とが一致しないもの
- オ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたもの
- カ 週休 2 日制工事の実施に伴うもの

2 発注後発生したもので、次に掲げるもの

- ア 自然現象その他不可抗力によるもの
- イ 地元市民等からの要望があった場合において必要と認めるもの
- ウ 他事業との関連によるもの

3 発注時において確認困難なもので、次に掲げるもの

- ア 推定岩盤線の確認によるもの
- イ 地盤支持力の確認によるもの
- ウ 土質の確認によるもの
- エ 地下埋設物等によるもの
- オ その他確認が困難であったもの

4 補助事業の効果的な進捗を図るもの

5 実施に伴う精査の結果、数量に若干の変更が生じた場合において、予算の範囲内で現地に即し変更するもの

第 5 設計変更の手続

設計変更の必要が生じたときは、監督員はその変更内容を所属長に報告し、予算を確認したうえ、工事にあつては設計変更指示（承諾）書（様式第 1 号）、建設工事関連業務にあつては設計変更指示（承諾）書（様式第 1 号その 2）により、別表に掲げる区分に応じた合議の上、承認を得て行うものとする。

第6 設計変更による契約変更の範囲

変更見込金額が当初請負代金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として別途の契約とするものとする。

第7 契約変更の手続

- 1 設計変更に伴う契約変更の手続は、工事にあつては（変更）工事施行伺兼契約締結伺、建設工事関連業務にあつては（変更）委託業務施行伺兼契約締結伺によりその必要が生じた都度行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工事又は建設工事関連業務の完了のとき（債務負担行為に基づく工事又は建設工事関連業務にあつては各会計年度末）までに行うことができるものとする。
- 2 前項の軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要でないもの
 - (2) 変更見込金額の合計額が当初請負代金額の10%以内のもの。ただし、300万円を超えるものを除く。

第8 部分払

軽微な設計変更により契約変更が工事完了のときとなる場合の部分払金の算定は、原契約金額によるものとする。

第9 議決に付さなければならない変更契約

議会の議決に付した工事又は製造の請負で、議決を必要とする変更が生じた場合については、第5、第7の規定にかかわらず、契約変更の手続きをその都度行い、当該変更契約を締結した後でなければ、設計変更の内容を請負者に指示することができない。

- 2 前項の規定は、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決事項の指定に係る変更契約の締結の場合に準用する。

第10 建設工事関連業務の設計変更についての準用

本要領第3、第4、第6、第8の規定は建設工事関連業務の設計変更の場合に準用する。この場合において、「工事」とあるのは「建設工事関連業務」と、「施工」とあるのは「施行」と読み替えるものとする。

付 則

この要領は、平成10年11月10日から施行する。

付 則

この要領は、平成20年2月22日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年2月13日から施行する。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年1月21日から施行する。

付 則

この要領は、令和5年2月7日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年10月15日から施行する。

(別表)

	種別	設計変更内容	合議	承認者
1	工事	変更による増減額が500万円以上で、かつ、変更後の契約額が5,000万円以上と見込まれるとき	財政課・契約検査課	副市長
2	建設工事関連業務	変更による増減額が100万円以上で、かつ、変更後の契約額が1,000万円以上と見込まれるとき	財政課・契約検査課	当該建設工事関連業務の施行に係る 決裁権者
3	建設工事関連業務	2の場合の設計変更で、当該工事関連業務の施行に係る決裁権者が市長のもの	財政課・契約検査課	副市長
4	工事 建設工事関連業務	1～3以外の場合で、計画の変更又は工法の変更を主たる内容とするとき	契約検査課	当該工事の施工に係る決裁権者
5	工事 建設工事関連業務	4の場合の設計変更で、当該工事の施工に係る決裁権者が市長のもの	契約検査課	副市長
6	工事 建設工事関連業務	1～5以外の場合の設計変更	-	当該工事の施工に係る決裁権者
7	工事 建設工事関連業務	6の場合の設計変更で、当該工事の施工に係る決裁権者が市長または副市長のもの	-	部長

備考 第4～第7の規定中、建設工事関連業務にあつては、「工事」を「建設工事関連業務」に、「施工」を「施行」と読み替えるものとする。

